

鉄人 NEWS

THE TETSUJIN NEWS



株式会社東部がお届けするインフォメーション・レター

発行所 株式会社東部鉄人ニュース事務局
神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-4
TEL.042-764-4128
FAX.042-762-9593
編集 鈴木明子
<http://www.tobu21.co.jp>

Vol.25
2012
9月号

つねに時代の先へ新技術と新発想でお応えいたします!



e-pile 工法だから出来る… 杭先端の菱形孔が鍵となる 抜群の掘削性能を發揮！

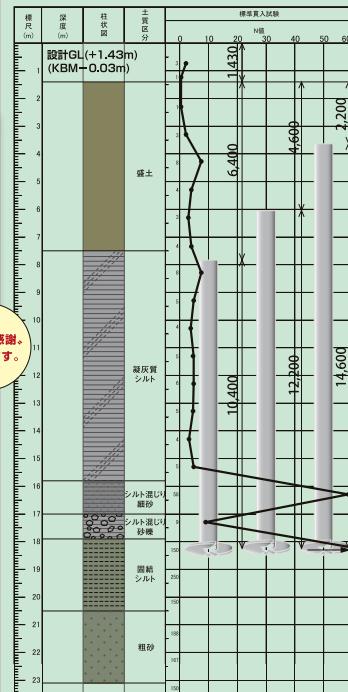
(某)老人ホーム新築工事



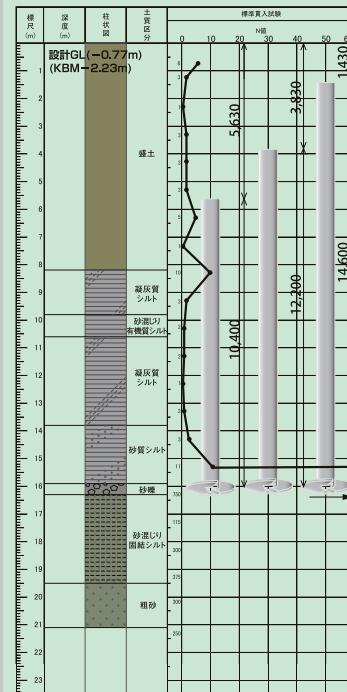
工事名	某老人ホーム新築工事
施工地	東京都町田市
用 途	老人ホーム
構 造	鉄筋コンクリート造 (地下1階+鉄骨造(地上))
階 数	地下1階、地上3階



ボーリング柱状図



ボーリング柱状図



杭の種類 $\phi 355.6 \text{ mm}$ L=10.4m ~ 14.6m Dw650 mm, Dw700 mm 89set

△ 本物件は国内最大級のニュータウンに建設された有料老人ホーム新築工事の基礎工事です。

課題となつた点は搬入経路が限られている事により、大型設備の搬入が不可な事。また、支持地盤の発現が不安定な事により確実な支持地盤への打ち止め可否が問われた。

◎ e-pile工法は、大型の複数設備を必要としない超コンパクト施工を特徴としている、低騒音、低振動、無排土といった住環境配慮型の工法です。

今回は自社保有施工機械 MD-200 (20t-m)W=2,940mmを採用しました。打ち止め管理に関しては専用のCP管理装置により打設貫入時の抵抗値をリアルタイムに確認しながら打設を行える事でより確かに高品質を確保出来ます。クラス最高のパワーとe-pile工法の最大の特徴である杭先端の菱形孔と切削刃とが抜群の掘削性能を発揮し、コンパクト施工かつ確実な支持地盤への到達という課題を解消し、完工する事ができました。

尚、元請け様には事前に搬入路および施工地盤の床付け、養生鉄板の敷設障害物撤去等、ご協力いただきスムーズに工事を完了することが出来ました。

☆ご採用いただき、誠に有り難うございました。

環境性、経済性、革新性で選ばれる「e-pile」。

国土交通省大臣認定工法



鋼管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部
<http://www.tobu21.co.jp>



3 e

e-pile工法は鋼管杭の特徴である長い支持力、安全性、高品質、短工期などの優位性の他、3eをテーマとしたecology(環境性)、economy(経済性)、evolution(革新性)を兼ね備えた21世紀型の最良工法です。

エコマーク認定

e-pileはエコマーク認定商品です。「エコマーク認定」は、財団法人日本環境協会が商品の環境性能を評価し、「環境保全」に役立つものとして厳しい審査をクリアしたものだけが与えられる称号です。



排土量が少ない鋼管杭

エコマーク認定番号
第08 131 022号

鋼管杭基礎総合メーカー

Tobu, 株式会社 東部

<http://www.tobu21.co.jp>

■ 本社

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1509-5 TEL.042-762-4739 FAX.042-762-8971

■ 地盤評価センター

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢1285-1 TEL.042-785-2811 FAX.042-785-2810

■ 施工管理センター

〒252-0134 神奈川県相模原市緑区下九沢 1507-5 TEL.042-764-4122 FAX.042-762-8975



日本赤十字社 東日本大震災義援金を受け付けています

受付・送金状況(速報値)

【受付】283万756件 3,201億8,094万7,543円(8月24日現在)
【送金】15都道県 3,557億8,319万9,566円

※送金額は、日本赤十字社と中央共同募金の両団体合わせての金額になります。

義援金は“全額”被災された方々へ

義援金の受付は、平成24年9月30日まで行っております。皆さまからの温かいご支援に感謝申し上げるとともに、今後とも引き続きのご協力を、よろしくお願ひいたします。

なお、日本赤十字社では、義援金の取扱いについての透明性を確保するため、東日本大震災義援金収支計算書(自 平成23年3月14日 至 平成23年9月30日)について、新日本有限責任監査法人による国際監査基準に基づく監査を受けております。

● 支援期間・支援方法など

取扱期間 平成23年3月14日(月)～平成24年9月30日(日)

※この義援金は寄付金控除の対象となります。

※個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金(ふるさと寄附金)、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

※金融機関からご送金いただいた義援金につきましては、その振込金領收証(ATM利用の控え、テレホンバンキングによるお取引について銀行から郵送されるお知らせ、インターネットバンキングの確認画面のプリント含)をもって受領証に代えさせていただきます。送金の控えで寄附金控除申請ができますので、大切に保管してください。

●通常払込み(ゆうちょ銀行・郵便局)

●銀行振込

●クレジットカード・コンビニエンスストア・Pay-easyによるご協力

●ファミリーマート「Famiポート募金」

日本赤十字社 HPより

健康コラム

生活習慣病、糖尿病

糖尿病になる人が増えています。

日本人の多くは体质的に糖尿病になりやすい遺伝子をもっていますが、この半世紀余りの間に食生活が急速に豊かになりすぎたことなどが皮肉にも、糖尿病患者数を20倍にも増やす事態をまねきました。

成人の失明の原因の第1位、人工透析を受けなければならなくなる原因の第1位はいずれも糖尿病です。

血糖値が高めと指摘されたら、生活習慣の見直しを始めましょう。

糖尿病ってどんな病気?

糖尿病とは血糖値が高くなる病気です。血糖値とは食べ物や飲み物を消化して作られる、ブドウ糖(からだを動かすエネルギー)が血液中にどのくらいあるかを示すものです。

糖尿病になると、ブドウ糖がエネルギーを必要としている細胞の中に運ばれなくなってしまうことがあります。これはインスリンというホルモンが足りなくなったり、うまく細胞に作用しなくなってしまうのです。

インスリンは、体の中で唯一血糖を下げるホルモンで、食後に血糖が上がらないように、調節する働きや、血液中のブドウ糖をからだの細胞に送り込んで、活動エネルギーに変えたり、脂肪やグリコーゲンというものに変えて、エネルギーとして蓄えておくようになる働きがあります。

つまりブドウ糖をコントロールしているということです。だからインスリンが不足したり、うまく作用しないと、ブドウ糖が細胞に取り込まれなくなってしまって、血液中のブドウ糖が使えなくなってしまいます。

その結果、血糖が上がってしまって、筋肉や内臓にエネルギーが運ばれなくなり全身のエネルギーが足りなくなってしまいます。

糖尿病をチェックしてみよう

- | | |
|----------------------|-------------------------|
| □ このごろ太ってきた | □ 甘いものが急にほしくなる |
| □ 下腹部がかいり | □ 尿のにおいが気になる |
| □ 食べても食べてもやせる | □ ちょっとしたやけどや傷の痛みを感じない |
| □ 手足がしびれたり、ピリピリする | □ 全身がだるい |
| □ とても喉がかわく | □ おしっこが出にくく、出ても残った感じがする |
| □ 視力が落ちた気がする | □ 疲れやすい |
| □ 食欲がありすぎていくらでも食べられる | □ 足がむくむ、重くなる |
| □ 立ちくらみがある | □ 肌がかゆい、かさつく |
| □ おしつこの回数が増え、量も多い | |

糖尿病を防ぐ運動

- 外出するとき、少しだけ早めに歩く
- 遠回りで歩く距離を増やす
- 買い物は歩いて、買いためをせずごめに行く
- 3階までなら階段を使う
- 1日1万歩を目標に歩く
- 週に1度くらいは、隣の駅まで歩いてみる
- 周囲の風景などを楽しみ、観察しながら歩く
- テレビを見ながら、ストレッチをする
- 泳げなくても、水中を歩く

生活習慣を見直し、糖尿病にならないようにしましょう!

経理マンが行く



数回にわたり「住民税」の簡単なお話をしました。

今月は「収入がなくても住民税が課税される方」がテーマです。

具体的にどういう方がこのようなケースになるのでしょうか。考えられるのは下記のようなケースです。

①失業中(もしくは求職中)

②会社を退職して専業主婦になった

③お亡くなりになった

④学生やフリーターでアルバイトを掛けもちしている

上記以外に所得税は¥0なのに住民税だけ課税されるといったケースも発生します。どのような理由で住民税が課税されるのか、順にその仕組みを解説していきましょう。

①失業中(求職中)でも住民税がかかる人…

失業中(あるいは求職中)とは、言い換えると今まで就業していた人です。就業期間中は所得があったので、所得税や住民税もその給与の中から負担できますが、失業中に住民税が課税されると、収入もないのに負担を感じますね。失業中でも住民税が課税されるのは、前年の所得があったからで前年の所得分が今年の住民税として支払う仕組みだからです。

②専業主婦になっても住民税がかかる人…

専業主婦になる前は、会社に就業期間があった方です。これは、失業中(あるいは求職中)の場合と同様、住民税が前年の所得に応じて課税されるからです。専業主婦になることは「扶養に入る」と表現されますが、扶養に入ったからといって税金がかからないわけではなく、前年に相応の所得があった場合には、住民税が課されるという事。誤解を招きやすいので注意しましょう。

③亡くなった人にも住民税がかかる人…

そうなんです。住民税が課税されます。これも前年の所得に応じて課税される仕組みであるため、亡くなる前年に所得があればその状況に応じて課税が発生するからです。

余録ですが、年の中途でお亡くなりになられた方がいる場合には、1月1日から亡くなられた日迄の所得状況について、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければいけません。(この仕組みのことを準確定申告といいます)。

④学生やアルバイトで住民税がかかる人…

これは、たくさん働いていたりアルバイトを掛けもちしているなどの理由でアルバイト代が多額になっている場合です。勤務先は、正社員やアルバイトといった勤務形態に関係なく、給与の支払いがあったという実態を勤務者の納税地に報告しなければいけないことになっていますから、その勤務者の市区町村は、それをもとに住民税の計算して納付書が送られてきます。

※平成17年度の税制改正でフリーター課税の強化が打ち出され、1箇所の勤務先からの給与(アルバイト代)が30万円超の場合には、勤務先が市区町村に勤務者の給与実態を報告することが義務付けられました。

私たちの血税=税金で世の中は動いています。無駄遣いせず、私たちの住みよい街となるような使い方をしてほしいものです。